

○備前市ゼロ・カーボンシティ促進補助金 Q&A

No.	項目	質問	回答
1	補助対象	中古品は対象となりますか。	対象となりません。 未使用品、新設、新築の場合のみ対象となります。 また、リース品も補助対象外です。
2	補助対象	国の子育てグリーン住宅支援事業を受ける人は対象となりますか。	補助対象住宅によります。GX志向型住宅は補助対象にはなりません。長期優良住宅及びZEH水準住宅につきましては、太陽光発電設備補助が該当していなければ対象となります。 提出の際は、その該当がないことがわかる書類を申請時に提出してください。
3	補助対象	太陽光発電は全量売電の場合、対象となりますか。	対象となりません。 発電した電力の30%以上を自家用として利用することが要件となります。 なお、FIT及びFIPの認証やJ-クレジット制度への登録をされた場合も対象外となります。
4	補助対象	蓄電池の容量は、定格容量と実効容量のどちらを用いますか。	補助金申請の際は、カタログ等に記載の定格容量の数値を用いてください。
5	補助対象	補助金を申請する前に購入、契約したものは対象となりますか。	対象となりません。申請者から申請いただいた後、本市が交付決定した日以降に購入、契約したものに限り対象となります。
6	補助対象	太陽光パネルはカーポートに設置した場合も対象となりますか。	居住する既存住宅の敷地内でしたら対象となります。例えば、敷地内のカーポートに設置される場合も対象となります。
7	補助対象	補助金対象設備が備え付けられている建売住宅を購入する予定ですが、補助対象となりますか。	住宅が建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅かつ、補助対象設備が当該住宅建築に合わせて備えられた未使用品である場合は対象となります。 ただし、当該設備設置に係る購入費並びに設置工事費を申請いただく見積書等に明確に記載してください。記載のないものは補助対象となりません。
8	補助対象	買い替えは対象となりますか。	補助要件に合致していれば対象となります（当該年度に同一世帯で申請していない等）。ただし、買い替えにより既に補助金が支給された設備を処分した場合、財産処分の届出や補助金返納が必要となる場合があります。
9	申請手続	申請書はどこで手に入りますか。	市のホームページからダウンロードしてください。

10	申請手続	申請書類を受付窓口（環境課）へ持参あるいは、郵送してもよいですか。また、メールにて提出してもよいですか。	いずれでも構いません。
11	申請手続	補助金は先着順ですか。	申請は消印日等を基準に市が受理を行い、受理した件数が予算設定上限に達した日をもって受理を終了します。なお、書類が市に到着していても、申請書類に不備がある場合は、受理とはなりませんのでご注意ください。
12	申請手続	申請書が到着したのか確認できるか。	書類が到着したか、ご不安の場合は電話又はメールでお問い合わせをお願いします。なお、交付が決定された場合は交付決定通知を送付します。また、仮に申請内容に不備がありましたら、連絡しますので修正をお願いいたします。
13	申請手続	太陽光発電設備及び蓄電池の補助申請額計算方法について	○太陽光設備について 太陽電池モジュールの公称最大出力に1kwあたり7万円を乗じて得た額から1,000円未満の端数を切り捨てた額又は49万円のいずれか少ない額になります。 （例）最大出力4.45kwの場合 7万円×4kw（小数点以下切捨て）＝28万円 申請額は28万円となります。
14	申請手続	国の補助金との併用は可能ですか。	申請された補助対象設備に対する補助金について、国及び国の財源が投入された補助金とは併用できません。
15	申請手続	事業の完了日はいつになりますか。	申請者が業者等から補助対象設備の引き渡しを受け、対象設備の工事代金等の支払いが完了した時点をもって事業の完了日となります。なお、引き渡し時点で対象設備が正常に稼働できる状態である必要があります。
16	申請手続	実績報告はいつまでに行う必要がありますか。	補助事業完了日から起算して3か月以内、又は実績報告期限（下記を参照）のいずれか早い期日までに提出をお願いいたします。 ※事業が完了したら速やかに提出をお願いします。期限内に適正な実績報告書（添付書類も含む）が提出されない場合は、補助金の交付決定が取り消されますのでご注意ください。 【参考】令和7年度実績報告期限 ○太陽光発電設備 令和7年12月26日（必着） ○リチウムイオン蓄電池 令和8年3月2日（必着）
17	申請手続	昨年度、補助対象設備を契約し、設置が今年度以降となる場合は補助対象となりますか。	対象となりません。
18	申請手続	契約書の写しは、全てのページが必要となりますか。	●以下の記載があるページの写しを提出ください。 ・発注者と請負者の双方の押印が確認できるページ ・補助対象設備とその設置経費（内訳等）が確認できるページ

19	申請手続	備前市内に住居を購入する予定だが、申請時には備前市外に住所がある場合は補助対象となるか。	実績報告を提出する時点で、備前市に住民票があれば交付対象となります。実績報告提出の際に住民票（写し）を添付してください。
20	申請手続	交付決定後、申請した設備の内容を変更した場合はどうしたらいいですか。	申請内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書の提出が必要となる場合があります。まずは環境課へご連絡ください。 なお、予算が満額に達していた場合は、変更後の交付額は変更前に交付決定された金額が上限となりますのでご了承ください。
21	申請手続	交付決定後、設置を中止したい場合はどうしたらいいですか。	設置を中止する場合は、変更承認申請書の提出が必要となります。速やかに提出ください。また、合わせて環境課へご連絡ください。
22	請求手続	補助金の振込先の口座名義を申請者と異なる者にしてもよいですか。	補助金請求書の振込先は、申請者本人の口座に限ります。
23	請求手続	補助金の振込日はいつ頃になりますか。	補助金の確定通知後、約1か月かかります。口座誤りなど提出書類に不備があると振込が遅れる場合があります。
24	その他	太陽光について、自家消費割合の報告が必要ですか。	補助事業の完了日の翌月から起算して1年間に発電した電力量や自家消費量等の実績について、自家消費に関する報告書（第10号様式）により、報告しなければなりません。提出方法につきましてはメール又は、郵送でお願いします。また、市が必要と認めた場合には報告書の提出依頼や現地調査を行う場合があります。 なお、補助事業に関する帳簿及び証拠書類は、補助対象設備の法定耐用年数を経過するまで整備保管する必要がありますのでご注意ください。